富岡地域訪問看護ステーション運営規程（介護予防）

（事業の目的）

第１条　富岡地域訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）は、指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要支援の状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問看護サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　ステーションは、次に掲げる事業を提供する。

（1）ステーションが実施する指定訪問看護事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようにするため、訪問看護サービスを利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うことにより、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

（2）前項に規定する事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉サービス事業者との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

（事業所の名称）

第３条　訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称：富岡地域訪問看護ステーション

（2）所在地：群馬県富岡市七日市 643 番地（公立七日市病院内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者：看護師１名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。また、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。

（2）訪問看護師：保健師・看護師　常勤換算方法により３名以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護業務を遂行する。

（3）理学療法士：２名、作業療法士：２名

看護職員と理学療法士等が連携し計画的にリハビリテーションを行なう。

（4）事務職員：２名

必要な事務を行う。

（休日及び業務時間）

第５条 ステーションの休日は、次に掲げるとおりとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（3）１２月２９日から翌年の１月３日までの間（前２号に掲げる休日を除く。）

２　ステーションの業務時間は午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（訪問看護の提供方法）

第６条　利用者の担当する介護支援専門員の作成するケアプラン及び主治の医師の発行する訪問看護指示書に基づき訪問看護サービスを提供し、その経過及び評価を主治の医師

に報告すると共に、経過及び実績を介護支援専門員に報告する。

（訪問看護の内容）

第７条　訪問看護の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）病状の観察及び健康管理

（2）身体の清潔及び排泄等の日常生活の援助

（3）関節拘縮予防及び歩行練習などの機能訓練

（4）療養生活の指導

（5）カテーテル等の医療的処置及び管理

（6）緊急時の相談及び訪問看護

（7）その他

（緊急時等における対応方法）

第８条　看護職員は、訪問看護実施中に、利用者の病状が急変、又は緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。

この場合において、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

２　看護職員は、前項に規定する処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料）

第９条　訪問看護を利用した者から、別表１に定める額を徴収する。

２　訪問看護を提供するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

３　富岡地域医療企業団の構成市町（富岡市・甘楽町）を通常の事業の実施地域とし、それ以外は交通費として訪問１回ごとに１，０００円（税別）を徴収する。

（虐待防止について）

第１０条　ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションは、虐待防止対応の手順について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) サービス提供中に、従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに在宅看護マネジャー、担当医へ報告し、関係者で協議する。

(3) ステーションにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（身体拘束等の原則禁止）

第１１条　ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（事業継続に向けた取り組み）

第１２条　ステーションは、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定する。事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

（その他）

第１３条　ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るために、研究、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

２　ステーションは、緊急の訪問看護を行う体制をとることとする。

３　職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

４　この規程は、富岡地域医療企業団病院事業の設置等に関する条例第３条及び第４条に関する規則（平成３０年規則第１号）により必要な事項を定めるものとする。

（委任）

第１４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則：この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成１９年７月２３日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２１年６月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２３年１１月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２４年１月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２９年８月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成３０年２月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成３０年９月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成３１年３月１日から施行する。

附　則：この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則：この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則：この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

附　則：この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１

（利用料は各利用者の負担割合（1割、２割または３割）に応じた額の支払いを受けるものとする。）

◎基本利用料

	区　　分	金　額（1割）	金　額（2割）	金　額（3割）
看護師	２０分未満	３０３円	６０６円	９０９円
	３０分未満	４５１円	９０２円	１，３５３円
	３０分以上６０分未満	７９４円	１，５８８円	２，３８２円
	６０分以上９０分未満	１，０９０円	２，１８０円	３，２７０円
	理学療法士又は作業療法士 又は言語聴覚士（1回あたり 20 分）	２８４円	５６８円	８５２円

＊1月以内の2回目以降の緊急訪問については、早朝（6:００～8:００）・夜間（１8:００～２２:００）の時間帯には２５%の加算、深夜（２２:００～6:００）の時間帯には５０%の加算がついた利用料とする。

◎主な加算料

加算項目	金　額（1割）	金　額（2割）	金　額（3割）
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	６００円	１，２００円	１，８００円
特別管理加算（Ⅰ）	５００円	１，０００円	１，５００円
特別管理加算（Ⅱ）	２５０円	５００円	７５０円
サービス提供体制強化加算	６円	１２円	１８円
長時間訪問看護加算	３００円	６００円	９００円
加算項目	金　額（1割）	金　額（2割）	金　額（3割）
複数名訪問看護加算(Ⅰ) 30 分未満 30 分以上	 ２５４円 ４０２円	 ５０８円 ８０４円	 ７６２円 １，２０６円
複数名訪問看護加算(Ⅱ) 30 分未満 30 分以上	２０１円 ３１７円	４０２円 ６３４円	６０３円 ９５１円
退院時共同指導加算	６００円	１，２００円	１，８００円
初回加算（Ⅰ） （Ⅱ）	３５０円 ３００円	７００円 ６００円	１，０５０円 ９００円
看護体制強化加算	１００円	２００円	３００円
看護、介護職員連携強化加算	２５０円	５００円	７５０円

◎その他の料金

区　分	金　　額	備　　考
エンゼルケア	５，０００円（税別）	
交通費	１，０００円（税別）	富岡市・甘楽町以外